

2020年5月7日

各位

株式会社 宮崎銀行

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対する
外国為替手数料の免除について**

株式会社宮崎銀行(頭取 平野 亘也)は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業への影響を受けたお客さまに対し「輸入信用状条件変更(延長)手数料」、「輸出信用状条件変更(延長)通知手数料」を免除いたします。

引き続き当行は、お客さまの幅広いニーズにお応えし、更なるサービスの拡充に努めてまいります。

記

【手数料免除の概要】

対象となるお客さま	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業への影響を受けた法人または個人事業主のお客さま
対象取引および金額	1. 輸入信用状条件変更(延長)手数料 (1)延長後の有効期限が当初の計算期間に含まれる場合 3,000円を免除 (2)延長後の有効期限が当初の計算期間を超える場合 4,000円を上限として免除 2. 輸出信用状条件変更(延長)通知手数料 4,000円を免除
免除期間	2020年5月11日(月)~2020年9月30日(水)

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行 国際部
担当：丸岡・林田
TEL：0985-32-8217